

## 入会金および年会費の減免に関する規程

### (総則)

第1条 この規定は、定款に規定する経費の負担（第7条2項）に関し必要な事項を定める。

### (入会金の減免措置)

第2条 正会員および準会員は、協会のホームページから入会の手続きを行った場合、入会金を免除することができる。

2 本会が主催するセミナー参加時に入会する正会員および準会員は、入会金を免除することができる。

### (年会費の減免措置)

第3条 以下に定める会員については、年会費を免除することができる。

(1) 名誉会員

(2) 永年会員； 正会員在籍年数と満年齢の合計が115以上の会員。在籍年数の起算は、UDC協会から起算する。

(3) 特別の事由のある会員で理事会において認めた場合。

### (年度の下期入会における年会費減免措置)

第4条 下期（10月1日から翌3月末日）に入会する正会員および準会員は、その年度の年会費を半額とすることができる。

### (附則)

1. この規程の改訂は、理事会にて行う。

2. 2011年5月12日の理事会で制定し、一般社団法人の登記日から施行する。